国保一部負担金の減免（生健会東大阪支部聞き取り）

・この制度は、国保法第44条で規定されている

制度の実現させたのは、長期入院の3名の患者から強い要求があり、「どんなに

苦しくても、生活保護は受けたくない。元気になったらバリバリ働きたい」との声を聴き、闘いとってきた制度

・制度の利用期間は、長い間1年間で24か月利用できた

少しずつ利用期間が縮小された、1年間に12か月、6か月、3か月

・現在は…収入がどうなったのか？国保に入っている全て（家族）の預金通帳を持っていくことになり、受けにくい制度になった

・大阪府との交渉…「お金ないんやったら、生活保護受けたらよろしいやん」（府職員の言葉）府民の大切な制度を次々と縮小していく大阪府のやり方は許せない。府内で一番利用が多いのは東大阪です。